

令和8年度

国営施設応急対策事業雄国山麓地区

第2号幹線用水路改修（その2）工事

特別仕様書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業雄国山麓地区 第2号幹線用水路改修(その2)工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業雄国山麓地区事業計画に基づき、第2号幹線用水路の改修工事を行うものである。

2. 工事場所

福島県喜多方市塩川町大字中屋沢地内他

3. 工事概要

本工事は、第2号幹線用水路の改修工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 第2号幹線用水路改修工

1) 電気防食工 1式

(2) 第1号揚水機場改修工

1) 電気防食工 1式

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

掘削等の工事着手にあたっては、着手前に監督職員及び施設管理者と落水日時及び通水開始日について打合せるものとする。

2. 工事期間中の休業日休日等

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等97日を見込んでいる。

なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

3. 本工事の施工にあたっては、以下の基準に準拠するものとし、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 電気防食工

名称	発行所	制定年月
マクロセル腐食防食指針	日本水道鋼管協会	平成20年3月14日

(WSP 045-2008)		
水道用塗覆装鋼管の電気防食指針 (WSP 050-2017)	日本水道鋼管協会	平成 29 年 9 月 1 日
土地改良事業計画設計基準及び運用・ 解説「パイプライン」	社団法人 農業農村工学会	平成 21 年 3 月 31 日

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（土）第 1 編 1-1-10 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

5. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 223 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 12 月 15 日（工事完了期限日）まで

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。
大深沢調整池付帯施設（その 2）工事（予定）（令和 8 年 6 月～令和 8 年 12 月まで）

3. 関係機関との調整

受注者は以下の事項について、必要な調整を行わなければならない。

- (1) 電源引込み及び受電申込み又は受電申込書の作成

4. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 交通・保安対策

1) 工所用資機材の運搬に公共道路を使用する際は、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。

また、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において、路面清掃等の維持管理を行うとともに事故防止に努めなければならない。

2) 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

(3) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 安全対策

(1) 架空線等公衆物損事故防止

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書（土）第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

(2) 地下埋設物の確認

受注者は、工事施工に先立ち施工場所における地下埋設物等について、調査を実施し、監督職員に報告しなければならない。

なお、地下埋設物調査の結果により、施工方法等の変更が必要となる場合には対応について監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1. 仮置場

埋戻し、盛土材の一時仮置き及び工所用資材の一時置場は、発注者が確保している工所用用地内とする。

2. 土木安定シート

ほ場内において、掘削土を仮置きする場所については、汚損することがないように土木

安定シートを布設のうえ施工するものとする。

3. 工事用道路等

受注者は、図面に基づき工事用道路を整備しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

工事用道路は敷鉄板とするが、現場条件等により、これ以外の資材を使用する場合は監督職員と協議するものとする。

4. 建設発生土受入地

本工事の施工に伴い発生する掘削残土の搬出先は、「位置図」に示す大深沢調整池管理棟前とする。

5. 除雪工

除雪は計上していないが、除雪が必要な場合は別途協議する。

なお、除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別紙－2「工事用地図（1）～（9）」によるものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等の使用に際しては、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (3) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、受注者の責任により確保するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名：令和3年度 国営施設応急対策事業雄国山麓地区
「第2号幹線用水路他調査測量設計業務報告書」
令和4年度 国営施設応急対策事業雄国山麓地区
「第1号揚水機場調査測量設計業務報告書」

- (2) 貸与期間：工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所：東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所
- (4) 貸与条件：貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない

第8章 工食用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工食用材料等

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS規格品については、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

(1) 電気防食工

1) 流電陽極方式

①マグネシウム合金陽極

- ・構造 JIS H6125 MGA-2、バックフィル込み
- ・耐用年数 30年
- ・リード線 CV8mm2-1C

②照合電極

- ・構造 亜鉛照合電極、バックフィル入り
- ・リード線 CV8mm2-1C

③ターミナル

- ・構造 平鋼型
- ・リード線 CV5.5mm2-1C、CV8mm2-1C

2) 外部電源方式

①直流電源装置

- ・構造 鋼板製
- ・交流入力 AC100V、1φ、50Hz
- ・直流出力 24V×5A×1回路、60V×5A×1回路

②通電電極

- ・構造 鋼製外部ケーシング
- ・リード線 CV8mm2-1C

③プローブ

- ・構造 波付硬質合成樹脂管 (FEP30)
- ・リード線 CV5.5mm2-1C

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
購入土（山砂）	粒度分析表
マグネシウム合金陽極	製作図、試験成績書
通電用電極	製作図、試験成績書
亜鉛照合電極	製作図、試験成績書
直流電源装置	製作図、試験成績書
引込計器盤	製作図、試験成績書
ターミナルボックス	カタログ等
ターミナル	カタログ、試験成績書
ボンドターミナル	カタログ、試験成績書
ターミナルリード線	カタログ、試験成績書
照合電極リード線	カタログ、試験成績書
陽極リード線	カタログ、試験成績書
ベルマウス	カタログ、試験成績書
埋設標示テープ	カタログ
土木安定シート	カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
マグネシウム合金陽極	外観、形状	現場搬入時
亜鉛照合電極	外観、形状	現場搬入時
ターミナルボックス	外観、形状	現場搬入時
ターミナル	外観、形状	現場搬入時
ターミナルリード線	外観、形状	現場搬入時
照合電極リード線	外観、形状	現場搬入時
陽極リード線	外観、形状	現場搬入時
ベルマウス	外観、形状	現場搬入時
埋設標示テープ	外観、形状	現場搬入時

4. 資材の調達地域等

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の対象とするものとする。

資 材 名	規 格	調達地域
購入土	山砂（埋戻し用）	喜多方市、猪苗代町、会津坂下町
仮設材（敷鉄板）	t=22mm	会津若松市

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 検測又は確認(施工段階確認)

本工事の施工段階は、下表に示すとおり検測又は確認を受けるものとする。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

(2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

1) 電気防食工

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
電 気 防 食 工 事	掘削(開削)	床付け状況基準高さ	初期床付け完了時	○	
		地質状況	地質変化時	○	
	管水路基礎	高さ、幅	初期施工後1箇所	左記以外○	
	ボーリング掘削	深さ、孔径	初期施工段階で1箇所	左記以外○	
	開削	深さ	初期施工段階で1箇所	左記以外○	
	防食設備	外観状態、寸法、重量	初期施工段階で1箇所	左記以外○	マグネシウム合金陽極、通電用電極
		外観状態、寸法	初期施工段階で1箇所	左記以外○	照合電極
	完成測定	管対地電位測定 通電陽極電流測定	初期施工段階で1箇所	左記以外○	

(3) 水替工

工事期間中の水替について、現場条件により掘削・床堀作業に伴う水替が必要な場合は監督職員と協議することとする。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (土木シート)	(有)Miyatsu リサイクル	喜多方市岩月町宮津 字西ノ山 7132-1	8:00～17:00	再資源化 施設業者

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	■手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4. 電気防食工

(1) 掘削

- 掘削土は、埋戻に流用するもののほか、全て建設発生土受入地へ搬出する。
- 既設管周辺の掘削を行う場合には人力による施工とし、既設管を破損させないよう注意して施工しなければならない。
- 掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 法面の崩落により他の施設等に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

- 既設管の管頂上 60cm までの埋戻は、一層の仕上がり厚さが 30cm 程度になるように山砂を管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下(管頂

30cm まではタンパ等)の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

なお構造物より 50cm までの範囲も同様とする。

- 2) 既設管の管頂上 60cm 以上の埋戻は、前項と同様のまき出し厚とし、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
- 3) ほ場内の掘削箇所については施工前の状態に戻すものとする。

(3) 電気防食

- 1) 開削工法により陽極を設置する場所については、設置に先立ち既設管の塗覆装や管材の状態等について目視等により確認を行うものとする。

なお、確認の結果、管の塗覆装状態が良好でなく、防食テープ等の特別な対策が必要と判断された場合には、対応について監督職員と協議するものとする。

- 2) ボーリング工法によりボーリング孔へマグネシウム合金陽極及び照合電極を設置する際には、防食効果範囲を確認の上、図面に示す所定の位置へ据え付けることとする。据付後に良質土を用いて周囲を充填し、マグネシウム合金陽極及び照合電極周辺に空隙が生じないよう十分に締固めを行わなければならない。

- 3) 既設管へのターミナル設置にあたっては、既設管の管材を損傷しないよう丁寧に塗覆装を除去し管材に溶接しなければならない。

- 4) 弁室の削孔にあたっては、事前に鉄筋探査を行わなければならない。

また、削孔時に鉄筋との接触が確認された場合には、直ちに削孔を中止するとともに、削孔箇所を適切に補修しなければならない。

- 5) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、かつ、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行わなければならない。

また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

- 6) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるよう埋設表示テープを敷設しなければならない。

また、埋戻しは発生土を用いるものとし、不足する場合は建設発生土受入地より運搬するものとする。

- 7) 電気防食工完成時には通電調整、発生電流測定、電位測定等を行い効果が発揮していることを確認のうえ、完成報告書の作成を行うものとする。

- 8) 電気防食の設置にあたり、漏水が確認された場合は、速やかに監督職員と断水等の処置及びその対策について協議することとする。

- (4) ボーリング、電気防食は、暫定歩掛を準用しているため、契約後の精査による現場条件を反映し契約変更することがある。

第 1 1 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」及び「施設機械工事等施工管理基準」並びに共通仕様書（土）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

(1) 施工管理の追加項目

施工管理に定めのない追加項目と、その管理基準等は次によらなければならない。

1) 電気防食工の施工管理については、以下のとおりとする。

・品質管理

工種	項目	規格値(参考)	測定基準
陽極質量、寸法	質量	±5%以内	各型全製品
	寸法	±5%以内	各型全製品
管対地電位測定	電位	-600mV 以下又は自然電位からの電位変化量がー側に 300mV 以上	上下流対策箇所全箇所
通電陽極電流測定	電流	下記計算式による	上下流対策箇所全箇所
通電陽極電流許容値(A) =	Mg 陽極の総質量(kg)		
	陽極消耗率(8kg/A・y) × 設計寿命(30y)		

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なけ

ればならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に(URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」)によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsを想定している。それ以外の場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおり

である。

1. 一般的な条件変更

- (1) 土質に著しい相違があった場合。
- (2) 転石の出現。
- (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現。
- (4) 協議等により交通誘導警備員が必要となった場合。
- (5) 指定仮設及び復旧工法等に変更が生じた場合。
- (6) 仮設道路及び進入路の走行性の確保等について対策の必要が生じた場合。
- (7) 現場条件等により工法を変更する場合。
- (8) 関係機関等との協議により変更が生じた場合。
- (9) 施工に伴い排水処理の必要が生じた場合。
- (10) 想定外の漏水が確認され、その対策の必要が生じた場合。
- (11) 幹線水路の適切な維持管理を図るため、水槽等の新たな改修及び工種が必要と判断された場合。
- (12) 新たに附帯工を追加する場合。
- (13) 工事用地の範囲が変更となった場合。
- (14) 歩掛調査、諸経費動向調査の対象となった場合。
- (15) 産業廃棄物の種類が追加になった場合。
- (16) 歩掛検証の結果、歩掛を変更する必要が生じた場合。
- (17) 発生土が埋め戻しに適さない場合。
- (18) 除雪が必要になった場合。
- (19) 設計変更が生じ、測量、数量計算及び図面作成等が必要となった場合。
- (20) 現場内小運搬（モルタル設置）において現場実態等により賃料が発生した場合。
- (21) その他監督職員が必要と認めたもの。
- (22) 不可抗力によるもの。

2. 電気防食工

- (1) 掘削後の管表面状態の調査結果に基づき、防食テープ等の対策が必要となった場合。
- (2) ボーリング地点までの水の運搬が必要となった場合。
- (3) 陽極周辺の埋戻し材が変更となった場合。
- (4) 新たに防食箇所を追加する場合。
- (5) 新たな仮設等が必要となった場合。
- (6) 電気防食の構造に変更が生じた場合。
- (7) 新たに防食工事等を追加する場合。

3. その他

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を行わないものとする。

2) ただし、次の提案は VE 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書(土) 様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

①計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

②VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施行に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(共通仕様書(土) 様式 6-5)により通知するものとする。

ただし、その期間内にできないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6)の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 入札後契約前 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。

ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書(土)第 1 編 1-1-3 9 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

5. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（別紙－4）様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（別紙－5）様式2）を作成するとともに、変更実施計画書に記載した計上金額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出額した額」から「実施計画書（別紙－4）様式1）に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)

証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土） 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】
- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/施工箇所までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

9. 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『工区』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

なお、工事の工区割は別紙－6に示すとおりである。

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事工区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事工区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事工区ごとに設定する。一般管理費等については、工事工区ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものと

し、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の 週休 2 日	月単位の 週休 2 日
現場閉所率	1 週間に 2 日以上	28.5%（8 日/28 日）以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合、上記 1) に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

11. 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。

なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※補正係数 : 1.2

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約 (変更の場合は、変更契約) 工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す

「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。
ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

15. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー7「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【第 I 工区】				
1. 第 2 号幹線用水路	流量制御弁室			
(1)電気防食工				
ボーリング定置式	定置式	m	13.100	
電気防食	マグネシウム合金陽極 X II 型	箇所	2.000	
足場工	ボーリング作業等スペース、傾斜15~30°	式	1.000	
2. 第 2 号幹線用水路	調整水槽~第 1 号排泥弁室			
(1)作業土工				
床掘	機械施工 (標準)	式	1.000	
床掘	機械施工 (制約有り)	式	1.000	
管基礎	管底	m ³	10.600	
管基礎	管側	m ³	46.600	
管基礎	管頂 (0~30cm)	m ³	23.900	
埋戻し	管頂 (30~60cm) 構造物周辺 B < 1.0m 1.0m ≤ B < 2.5m 2.5m ≤ B < 4.0m B ≥ 4.0m	式	1.000	
購入土	山砂 (埋戻し用)	m ³	99.100	
流用土積込・運搬	床掘箇所~仮置場~埋戻し箇所	m ³	202.000	
作業残土処理		m ³	197.000	
(2)電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極 V, VI, VII 型	箇所	24.000	
(3)撤去復旧工				
ガードレール撤去・再設置		m	7.700	
フェンス撤去・再設置		m	8.700	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
門扉撤去・再設置		組	1.000	
3. 第2号幹線用水路	第1号空気弁工			
(1)作業土工				
床掘	機械施工(標準)	式	1.000	
床掘	機械施工(制約有り)	式	1.000	
管基礎	管底	m ³	2.900	
管基礎	管側	m ³	19.900	
管基礎	管頂(0~30cm)	m ³	9.500	
埋戻し	管頂(30~60cm) 構造物周辺 B < 1.0m 1.0m ≤ B < 2.5m 2.5m ≤ B < 4.0m B ≥ 4.0m	式	1.000	
購入土	山砂(埋戻し用)	m ³	41.600	
流用土積込・運搬	床掘箇所~仮置場~埋戻 箇所	m ³	263.800	
作業残土処理		m ³	57.000	
表土剥ぎ・埋戻	t=20cm	m ³	3.300	
(2)電気防食工				
電気防食	通電用電極φ154.8・MMO 電極1200	組	1.000	
4. 第2号幹線用水路	第2号排泥工			
(1)電気防食工				
ボーリング定置式	定置式	m	15.400	
電気防食	マグネシウム合金陽極Ⅱ 型	箇所	2.000	
足場工	ボーリング作業等スペー ス、平坦地	式	1.000	
5. 第1号揚水機場	吸水槽			
(1)作業土工				
床掘	機械施工(標準)	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
床掘	機械施工（制約有り）	式	1.000	
管基礎	管底	m ³	1.000	
管基礎	管側	m ³	4.700	
管基礎	管頂（0～30cm）	m ³	6.700	
埋戻し	管頂（30～60cm） 1.0m ≤ B < 2.5m 2.5m ≤ B < 4.0m	式	1.000	
購入土	山砂（埋戻し用）	m ³	12.400	
流用土積込・運搬	床掘箇所～仮置場～埋戻 箇所	m ³	11.000	
作業残土処理		m ³	4.700	
（2）電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極VI 型	箇所	16.000	
6. 産業廃棄物処理工				
（1）産業廃棄物処理工				
廃プラスチック運搬処理	土木シート	m ³	4.300	
7. 仮設工	第2号幹線用水路			
（1）進入路工	流量制御弁室			
敷鉄板		m ²	6.700	
（2）進入路工	調整水槽			
敷鉄板	第1号排泥工部	m ²	211.800	
敷鉄板	第1号流量計室部	m ²	211.900	
敷鉄板	調整水槽	m ²	85.800	
土木シート設置・撤去		m ²	472.500	
（3）進入路工	第1号空気弁工			
盛土	設置・撤去	m ³	8.100	
敷鉄板		m ²	151.600	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土木シート設置・撤去		m ²	777.100	
作業残土処理		m ³	8.100	
(4)進入路工	第2号排泥工			
モノレール設置・撤去	片道距離	m	25.000	
8. 仮設工	第1号揚水機場			
(1)進入路工	吸水槽			
敷鉄板		m ²	175.200	
土木シート設置・撤去		m ²	44.000	
9. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		式	1.000	
(2)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
完成測定		施設	5.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【第Ⅱ工区】				
1. 第2号幹線用水路	第3号排泥工			
(1)作業土工				
床掘	機械施工(標準)	式	1.000	
床掘	機械施工(制約有り)	式	1.000	
管基礎	管底	m ³	0.100	
管基礎	管側	m ³	0.300	
管基礎	管頂(0~30cm)	m ³	0.800	
埋戻し	管頂(30~60cm) 構造物周辺 B < 1.0m 1.0m ≤ B < 2.5m 2.5m ≤ B < 4.0m B ≥ 4.0m	式	1.000	
購入土	山砂(埋戻し用)	m ³	5.200	
流用土積込・運搬	床掘箇所~仮置場~埋戻 箇所	m ³	35.200	
作業残土処理		m ³	8.100	
(2)電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極Ⅲ 型	箇所	2.000	
(3)撤去復旧工				
側溝撤去・再設置	BF-400	m	9.000	
2. 第2号幹線用水路	第3号ステッキ工			
(1)電気防食工				
ボーリング自走式	自走式	m	24.600	
電気防食	マグネシウム合金陽極Ⅱ 型	箇所	8.000	
(2)撤去復旧工				
側溝撤去・再設置	BF-600	m	14.600	
3. 産業廃棄物処理工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)産業廃棄物処理工				
廃プラスチック運搬処理	土木シート	m ³	1.000	
4. 仮設工	第2号幹線水路			
(1)進入路工	第3号排泥工			
盛土	設置・撤去	m ³	5.400	
敷鉄板		m ²	181.000	
土木シート設置・撤去		m ²	423.400	
作業残土処理		m ³	5.400	
(2)進入路工	第3号ステッキ工			
敷鉄板	ボーリング作業スペース	m ²	48.100	
敷鉄板	資材等置場スペース	m ²	15.000	
5. その他				
(1)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
仮設材輸送		式	1.000	
(2)技術管理費				
共通仮設(積上げ)				
技術管理費				
完成測定		施設	2.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【第Ⅲ工区】				
1. 第2号幹線用水路	制水弁工・第5号排泥工			
(1)電気防食工				
ボーリング自走式	自走式	m	37.100	
電気防食	マグネシウム合金陽極Ⅲ型	箇所	6.000	
2. 仮設工	第2号幹線用水路			
(1)進入路工	制水弁工・第5号排泥工			
敷鉄板	ボーリング作業スペース	m ²	40.000	
敷鉄板	資材等置場スペース	m ²	22.000	
3. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		式	1.000	
(2)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
完成測定		施設	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【第IV工区】				
1. 第1号揚水機場	吐水槽			
(1)作業土工				
床掘	機械施工(標準)	式	1.000	
床掘	機械施工(制約有り)	式	1.000	
管基礎	管底	m ³	1.000	
管基礎	管側	m ³	5.200	
管基礎	管頂(0~30cm)	m ³	7.100	
埋戻し	管頂(30~60cm) 1.0m ≦ B < 2.5m	式	1.000	
購入土	山砂(埋戻し用)	m ³	13.300	
流用土積込・運搬	床掘箇所~仮置場~埋戻 箇所	m ³	16.700	
作業残土処理		m ³	26.100	
(2)電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極Ⅳ, ⅩⅢ型	箇所	11.000	
(3)撤去復旧工				
フェンス撤去・再設置		m	12.000	
門扉撤去・再設置		組	1.000	
2. 産業廃棄物処理工				
(1)産業廃棄物処理工				
廃プラスチック運搬処理	土木シート	m ³	0.300	
3. 仮設工	第1号揚水機場			
(1)進入路工	吐水槽			
敷鉄板		m ²	130.500	
土木シート設置・撤去		m ²	94.500	
4. その他				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		式	1.000	
(2)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
完成測定		施設	1.000	

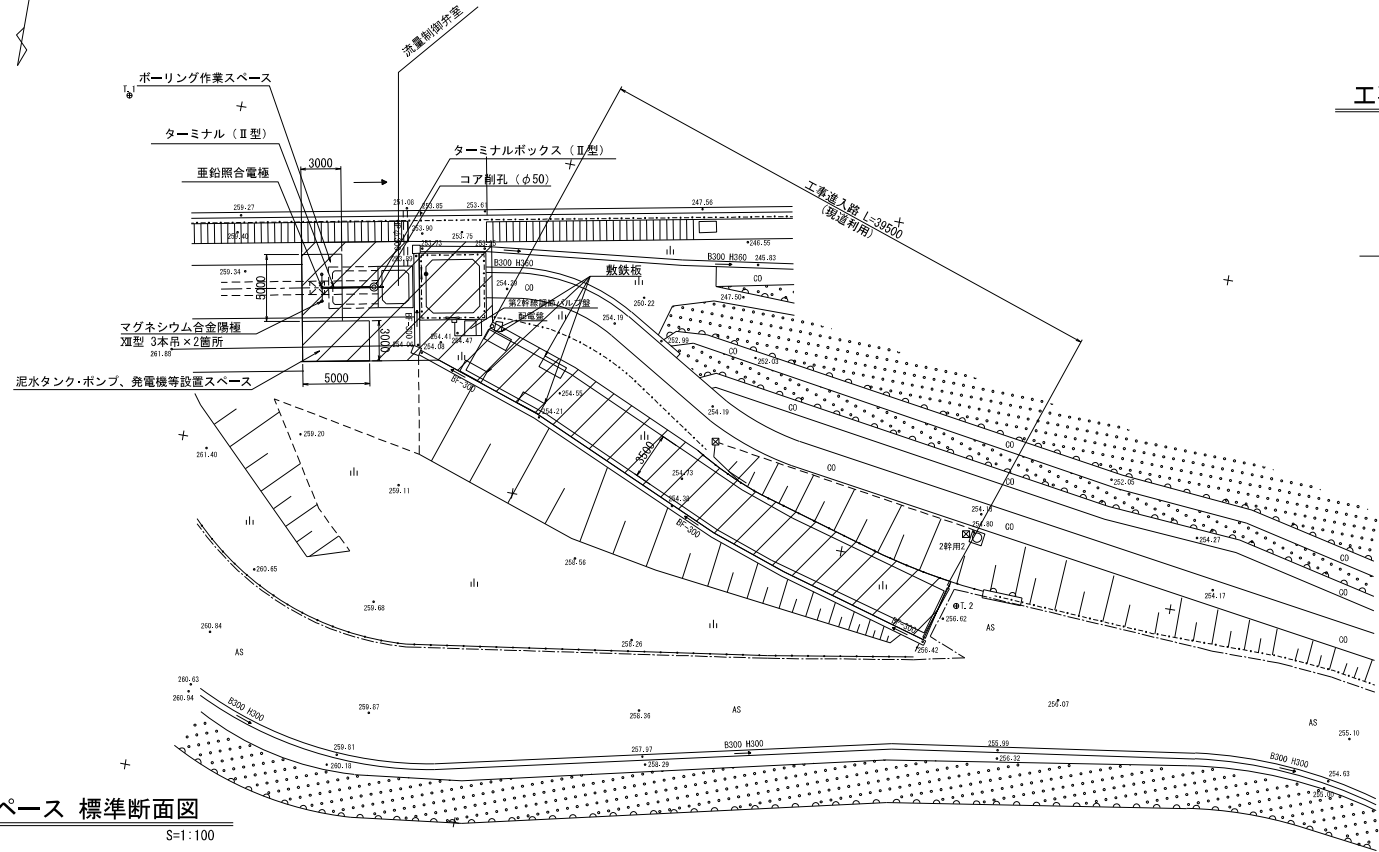
流量制御弁室 仮設計画図

別紙-2

工事用地図 (1)

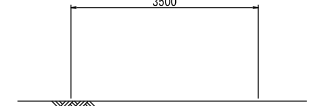
平面図

S=1:200



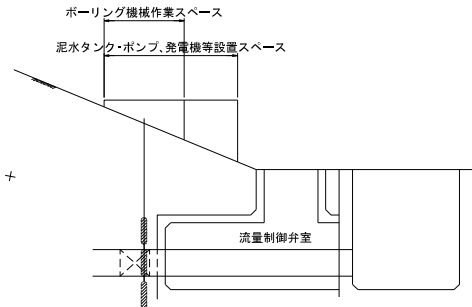
工事進入路 標準断面図

(現道利用) S=1:50



ボーリング機械作業スペース 標準断面図

S=1:100



▨ : 工事用地範囲

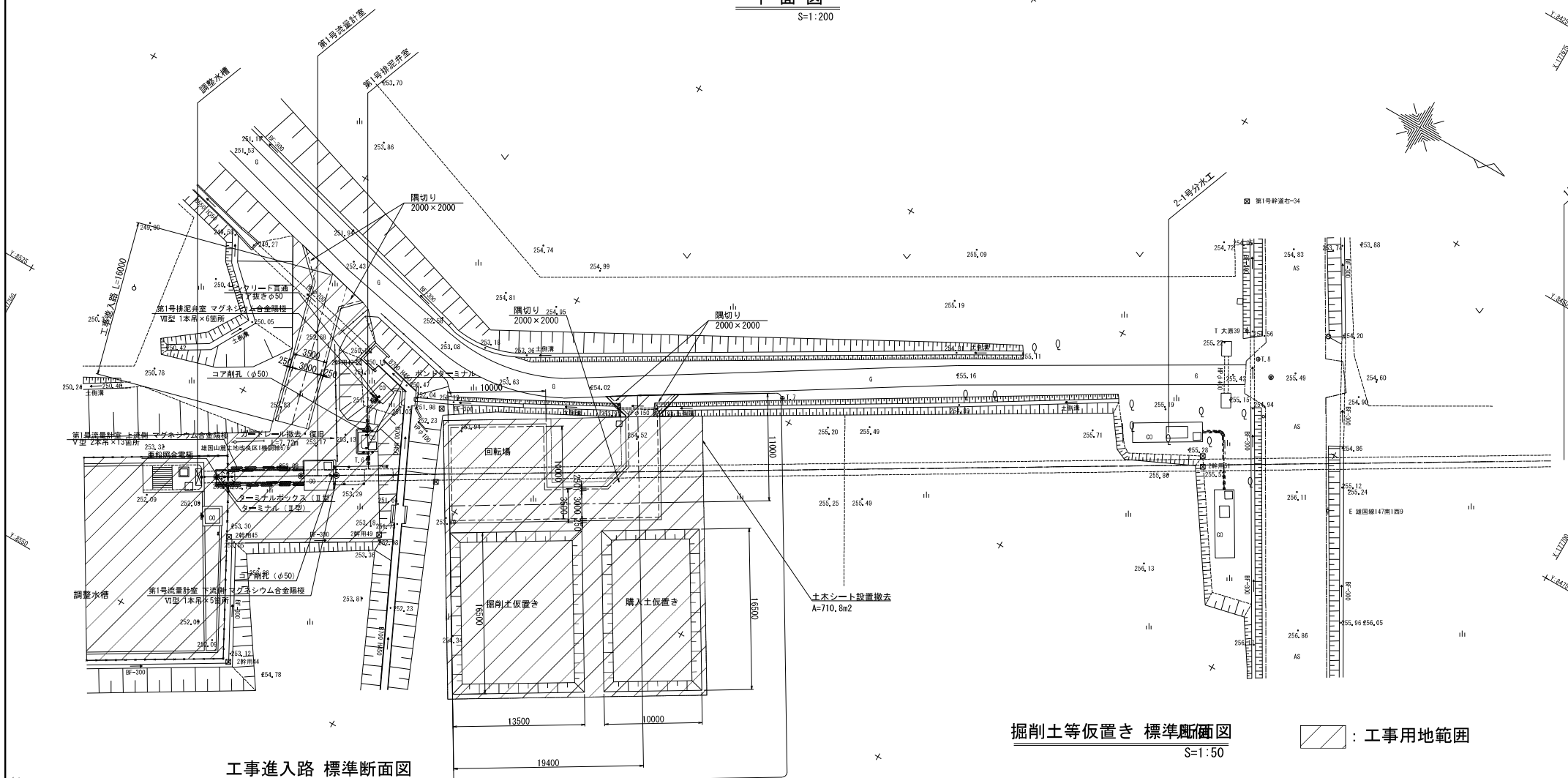
工事名	令和9年度 国営施設改善対策事業 雄山地区 第2号幹線用水路改修 (その2) 工事		
図面名	工事用地図 (1)		
作成年月日			
縮尺	S=1:200	図面番号	1
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

調整水槽・第1号流量計室・第1号排泥弁室 仮設計画図

工事用地図 (2)

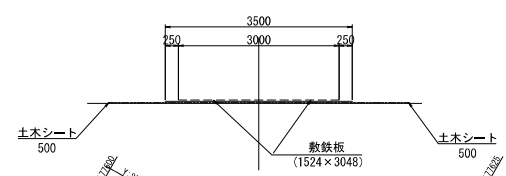
平面図

S=1:200



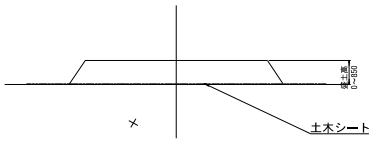
工事進入路 標準断面図

S=1:50



掘削土等仮置き 標準断面図

S=1:50



： 工事用地範囲

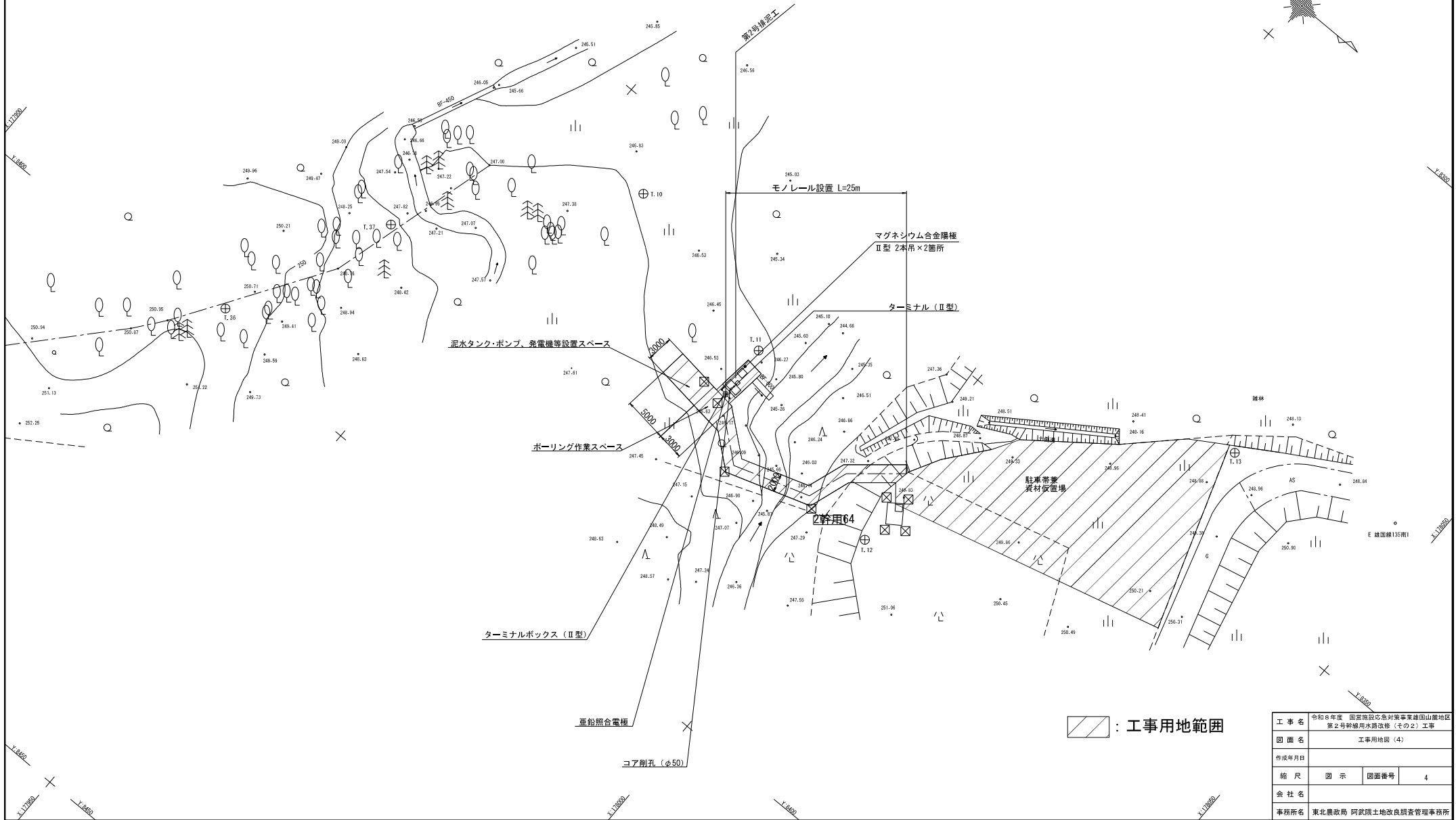
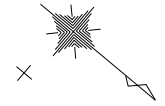
工事名	令和9年度 国営施設市急対策事業雄山麓地区 第2号幹線用水路改修(その2)工事		
図面名	工事用地図(2)		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	2
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

第2号排泥工 仮設計画図

工事用地図 (4)

平面図

S=1:200



: 工事用地範囲

工事名	令和9年度 国営施設急対策事業雄山麓地区 第2号幹線用水路改修 (その2) 工事		
図面名	工事用地図 (4)		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	4
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

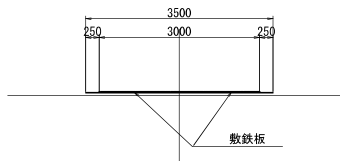
第1号揚水機場 吸水槽 仮設計画図

S=1:100

工事用地図 (8)

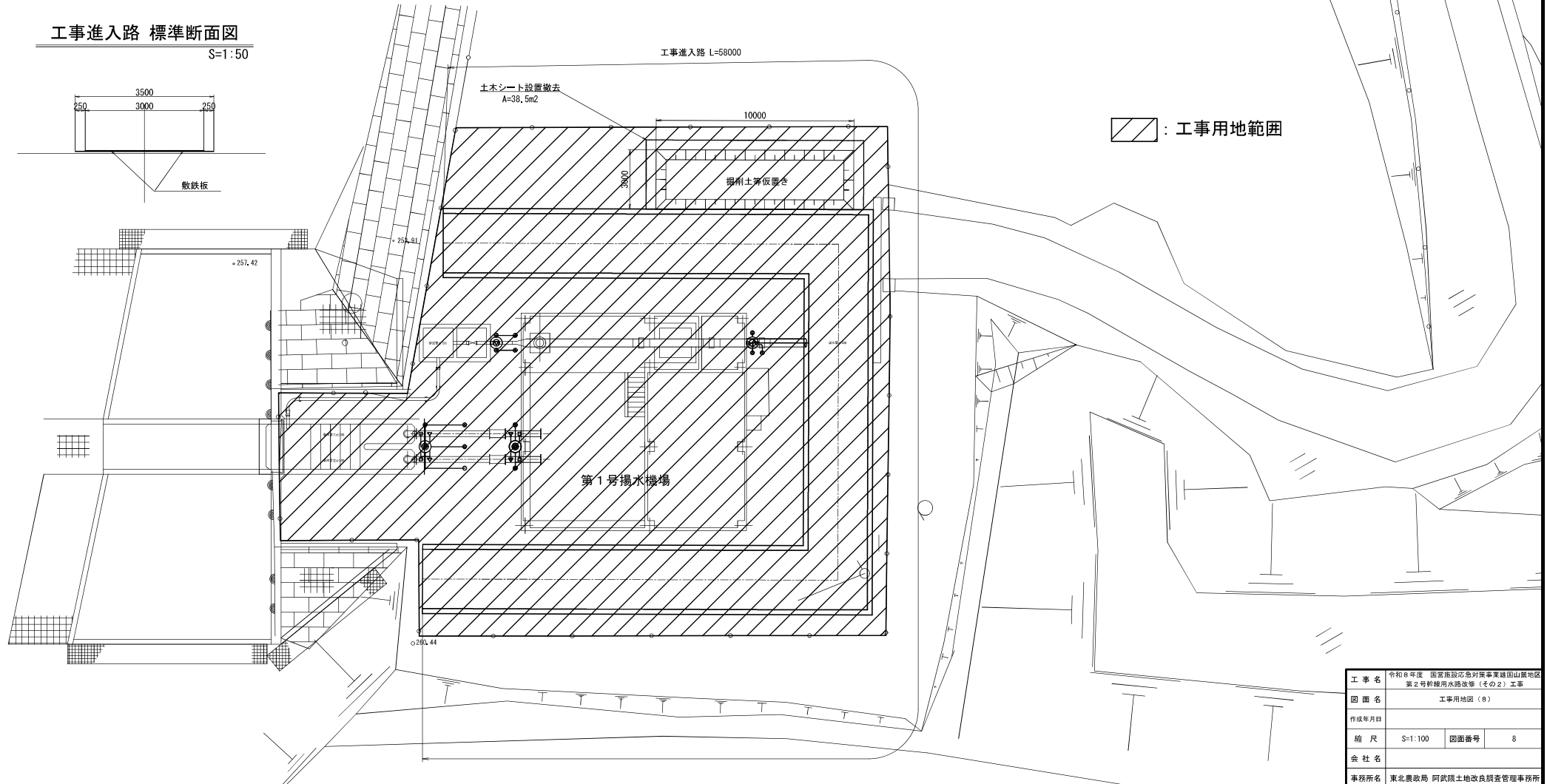
工事進入路 標準断面図

S=1:50



工事進入路 L=58000

土木シート設置撤去
A=38.5m²



▨ : 工事用地範囲

工事名	令和9年度 国営施設在倉刈草事業樋山麓地区		
図面名	工事用地図 (8)		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	8
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

別紙－４

様式１

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

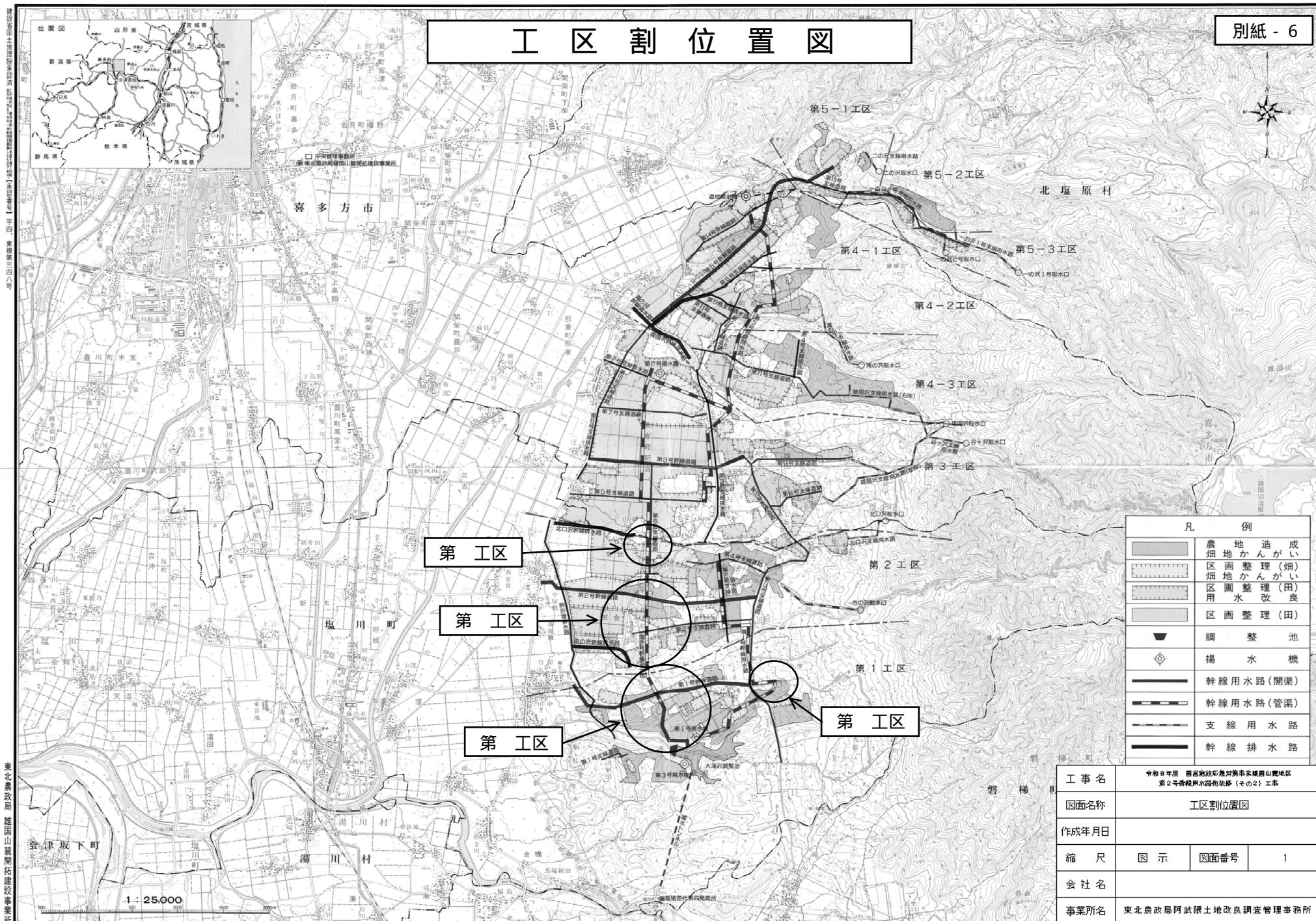
別紙－ 5

様式 2

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工区割位置図



凡 例	
	農地造成
	畑地かんがい
	区画整理(畑地かんがい)
	区画整理(田)
	区画整理(田)
	調整池
	揚水機
	幹線用水路(開渠)
	幹線用水路(管渠)
	支線用水路
	幹線排水路

工事名	令和5年度 国高農林水産部農林水産部農林水産部 第2号幹線用水路池田改修(その2)工事		
図面名称	工区割位置図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所		

東北農政局 雄国山麓開拓建設事業所

1 : 25,000

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合 : 掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合 : 送付資料

(記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

(記載例)

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4.5以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4.5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4.5から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5.5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5.5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

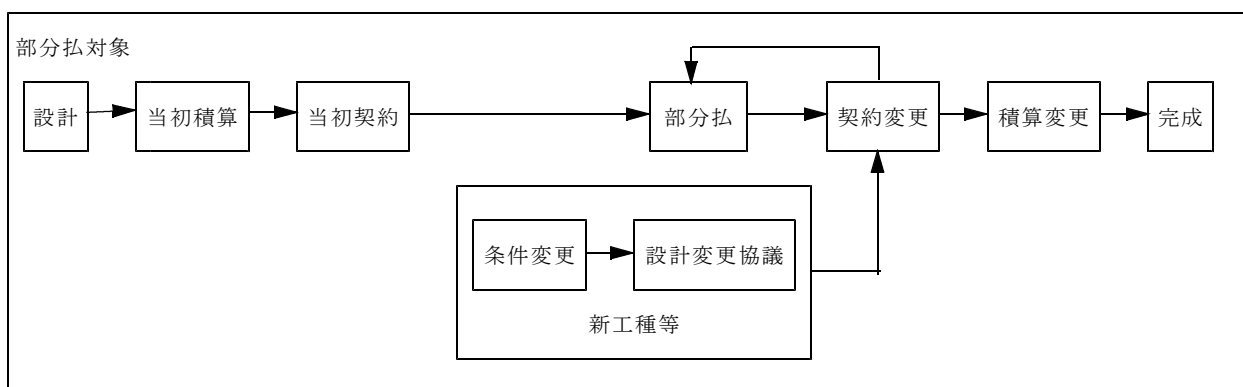
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{\hspace{2cm}}$ 内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

- ※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。
別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。
- ※ 前払金請求書（全体請求書45%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。
- ※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙2 (4.5割以内の前払金請求書とともに提出)

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (I)

¥

(工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座名義		

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥

(工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

1. 請 負 代 金 額 ¥

2. 前 払 金 請 求 額 ¥

3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥

4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名 義		

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請 負 代 金 額 ¥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別記様式1)

工期通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和8年度 国営施設応急対策事業 雄国山麓地区

第2号幹線用水路改修（その2）工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	防食工事位置図	1	
3 - 1	流量制御弁室 防食計画図	1	
3 - 2	流量制御弁室 仮設計画図	1	
4 - 1 - 1	調整水槽・第1号流量計室・第1号排泥弁室 防食計画図(1/2)	1	
4 - 1 - 2	調整水槽・第1号流量計室・第1号排泥弁室 防食計画図(2/2)	1	
4 - 2	調整水槽・第1号流量計室・第1号排泥弁室 仮設計画図	1	
5 - 1	第1号空気弁工（ステッキ式） 防食計画図	1	
5 - 2	第1号空気弁工（ステッキ式） 仮設計画図	1	
6 - 1	第2号排泥工 防食計画図	1	
6 - 2	第2号排泥工 仮設計画図	1	
7 - 1	第3号排泥工 防食計画図	1	
7 - 2	第3号排泥工 仮設計画図	1	
8 - 1	第3号ステッキ工 防食計画図	1	
8 - 2	第3号ステッキ工 仮設計画図	1	
9 - 1	制水弁工・第5号排泥工 防食計画図	1	
9 - 2	制水弁工・第5号排泥工 仮設計画図	1	
10 - 1	第1号揚水機場 吸水槽 防食計画図	1	
10 - 2	第1号揚水機場 吸水槽 仮設計画図	1	
11 - 1	第1号揚水機場 吐水槽 防食計画図	1	
11 - 2	第1号揚水機場 吐水槽 仮設計画図	1	
計		21	